

●香川県監査委員公表第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成29年12月5日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 政策部
2 監査対象年度 平成28年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 県民ホール文化事業における入場券販売収入に係る収入調定及び納入通知の時期が遅れていた。（文化芸術局）</p> <p>イ 支出について (ア) 超過勤務手当について、誤って超過勤務の確認時間より多く支給されているものがあった。また、超過勤務命令時間の記載を誤っているものがあった。（東京事務所） (イ) 旅費システムの入力に当たり、旅程の一部に入力漏れがあり、交通費の一部について、支給されていないものがあった。（東京事務所） (ウ) 前渡金の精算において、残額の計算誤りのため、実際より多い額を返納しているものがあった。 (地域活力推進課)</p> <p>(エ) 超過勤務手当について、複数の支給漏れがあった。（水資源対策課）</p>	<p>ア 収入について 今後は調定に遅れがないよう担当者が確認を徹底するとともに、県民ホール文化事業実施業務の受託者に期限中に報告するよう指導を徹底する。</p> <p>イ 支出について (ア) 直ちに過大に支給している超過勤務手当の返納処理を行った。また、今後は、超過勤務命令簿及び実績入力について、庶務担当者による確認を徹底する。 (イ) 直ちに未支給分の旅費の支払処理を行った。今後は、旅費システムの旅程入力について、庶務担当者による確認を徹底する。</p> <p>(ウ) 平成29年5月に過戻入金を本人へ支払った。今後は、精算報告時に、起案者とは異なるグループリーダーの確認（ダブルチェック）を受け、再発防止を図る。</p> <p>(エ) 直ちに支給手続を行い、平成29年6月に支給した。今年度から実績入力の漏れがないよう超過勤務命令簿と超過勤務実績簿の照合を、時間管理員と併せて総務担当者においても徹底する。</p>

<p>ウ 物品について</p> <p>(ア) 貨物自動車3台の6か月法定点検及び乗用自動車1台の12か月法定点検をしていなかった。また、実施した車検の記録が県有自動車の車歴カードに記載されていなかった。 (文化芸術局)</p> <p>(イ) 借入物品について、借入品出納保管簿への登記がされていなかった。また、当該物品を指定管理者に貸付けているが、貸付物品の変更契約がされていなかった。 (文化芸術局)</p> <p>(ウ) 消耗品出納簿に物品出納命令者、物品取扱員の押印漏れが多くあった。 (東山魁夷せとうち美術館)</p> <p>(エ) 郵便切手類受払簿の記載に誤りがあった。 (県立ミュージアム)</p>	<p>ウ 物品について</p> <p>(ア) 指摘のあった4台については、既に車検を実施した。法定点検については、時期到来分から確実に実施する。また、実施した車検や法定点検の記録は車歴カードに確實に記載する。</p> <p>(イ) 直ちに借入品出納保管簿への登記と貸付物品の変更契約を行つた。今後は、物品の適正な管理を徹底する。</p> <p>(ウ) 押印漏れについて、押印の上、今後漏れがないよう徹底する。</p> <p>(エ) 郵便切手類受払簿の記載に誤りがないよう記載内容の確認を徹底する。</p>
---	--